

最高裁秘書第1674号

平成28年5月18日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の質問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

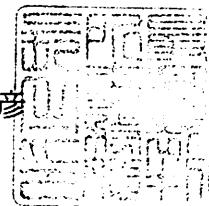
質問番号 平成28年度（最情）質問第5号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330（直通）

平成28年5月16日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



### 理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

#### 1 諒問日等

##### (1) 諒問日

平成28年5月16日

##### (2) 諒問の要旨

申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、「本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明であるから、この点を改めて確かめてもらうために苦情の申出をする。」と主張しているが、当該判断は相当であると考える。

#### 2 理由

##### (1) 開示申出の内容

事件記録に該当しないものの、裁判に密接に関連する文書の内閣総理大臣への移管方法について、最高裁が内閣府との間で取り交わした文書

##### (2) 最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成28年4月13日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### (3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 裁判所は、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）附則第4条の規定による改正前の国立公文書館法（平成11年法律第79号）第

15条第1項の規定に基づき、内閣総理大臣と協議して定めるところにより、裁判所の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置を講じており、その措置として、内閣総理大臣に対して裁判所の保管に係る歴史資料として重要な公文書等を移管している。

イ 裁判所が内閣総理大臣に対して移管する「歴史資料として重要な公文書等」については、平成21年8月5日付け内閣総理大臣・最高裁判所長官申合せ「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」及び平成25年6月14日付け内閣府大臣官房長・最高裁判所事務総局秘書課長・同総務局長申合せ「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成21年8月5日内閣総理大臣・最高裁判所長官申合せ）の実施について」によって申し合わせており、最高裁判所は、これらの申合せ文書を保有している。これらの申合せにより、移管する「歴史資料として重要な公文書等」の範囲は、歴史資料として重要な判決書等の裁判文書並びに裁判所の過去の主要な活動を跡づけるために必要な、司法行政に係る重要な政策等裁判所の運営上の重要な事項に係る意思決定及びその意思決定に至るまでの審議、検討又は協議の過程及びその決定に基づく施策の遂行過程が記録された司法行政文書である。

ウ 本件開示申出書記載の「事件記録に該当しないものの、裁判に密接に関連する文書」とは、裁判に密接に関連する事項について、裁判官等が申合せを行った結果を記載し、裁判所の裁判部において管理している文書等を意味するものと理解しているが、そのような文書は、イ記載の申合せによる「歴史資料として重要な公文書等」に当たらないので、これらの申合せは本件開示申出の対象文書ではない。また、他の文書の移管方法について、最高裁判所と内閣府との間で取り交わした文書は存在せず、したがって「事件記録に該当しないものの、裁判に密接に関連する文書」の移管方法に係る文書も存在しない。

エ したがって、本件開示申出に係る文書はそもそも作成又は取得しておらず、現に保有もしていないから、対象となる司法行政文書を「作成又は取得していない」とした原判断は相当である。

